

第1号被保険者が負担する保険料

保険料を納付する期間	保険料月額
昭和63年4月分～昭和64年3月分	7,700円
昭和64年4月分～昭和65年3月分	8,000円
昭和65年4月分～昭和66年3月分	8,300円

国民年金の保険料は、現在七千四百円ですが、今後昭和65年4月までは毎年三百円づつ（左表）引き上げられることになっていきます。また、年金額の物価スライドが行われた場合には、その額にスライド率をかけた額となります。

これだけの保険料の額

を満たすこともできなくなり、将来の年金受給の資格を失ってしまうことにもなりますので注意が必要です。

保険料の前納には割引きか

国民年金の保険料は、1年分または2年分を前納することができ、保険料額も割引きとなります。

たとえば、今年4月から来年3月まで1年分の納付額は九万二千四百円になりますが、前納すれば二千二百三十円が割引きされることとなります。



保険料は所得控除の家に

国民年金の保険料は、所得税や住民税を申告する際に、家族のために納めた分も含めて全額、社会保険料控除として所得から差し引くことができますので、税金が安くなります。

戸籍 63年1月1日から

養子に関する届出がかわりました

養父母となる者の申立により家庭裁判所が審判し、養父母の戸籍に実子として登録されます。（縁組の成立により、実の父母及びその他の血族との関係が終了します。）その要件は次のとおりです。

- 1 養父母となる者は夫婦であること
- 2 養父母は、原則として25歳以上の者であること
- 3 養子となる者は、原則として6歳未満の者であること
- 4 養父母は、養子となる者を6か月以上監護していること

改正

◎養子縁組

未成年者を養子とする場合は、夫婦が共同で縁組をしなければなりません。なお、成年者を養子とするとき、または成年者が養子となるときは、夫婦の一方のみでも縁組をすることができます。ただし、配偶者のある者が縁組をするときは、縁組をしない配偶者の同意が必要です。

養子縁組・離縁に関する戸籍の届出が昭和63年1月1日から次のように新設・改正されました。

新設

◎特別養子縁組

◎離縁のときの氏の続称

養子縁組後、7年以上経過してから離縁をしたときは、離縁届を出したときから3か月以内に、養子であったときの氏を称する届出をすることができます。

◎養子離縁

養親が夫婦であるときに限り、未成年者を離縁するには夫婦が共にしなければなりません。

※詳しいことは、住民課住民係にお問い合わせ下さい。

赤い羽根共同募金 歳末たすけあい募金

町民の皆様のご協力により、昨年の赤い羽根共同募金は、二百六十一万六千七百九円、歳末たすけあい募金は百七十八万八千七百四十八円、あわ

せて四百四十万五千四百五十七円という多大な実績を収めることができました。ご協力ありがとうございました。